

第11回 東近江市市民協働推進委員会 議事録

◆開催日時 平成25年7月18日(木) 16:00~18:00

◆開催場所 東近江市役所 本庁 3A会議室

◆会議内容

顧問中川先生の講演をふまえ、「協働のまちづくり条例」についての認識を深めるとともに、これから東近江市で策定する協働のまちづくり条例についてどんな内容を入れるべきなのか議論を行った。次回から条例の骨子案等を提示し、具体的な内容を協議していく。

(1) 中川先生の講演内容についての質疑

●市としては総合計画と個別計画をどう考えていくべきか。また、今回は条例のあり方もうたえるといいと思うが。

⇒市民視点で、総合計画を見さえすれば東近江の計画の全てが分かったり、並びが分かるのがいいと思う。総合計画の中に法律上義務付けられている計画もはめ込み、総合計画が上位計画であると位置付けてしまうのがよい。

●市の計画の中に各地区のまちづくり計画もセットされているという所はあるのか。

⇒多治見市が該当する。二層別計画といって、地域まちづくり計画と市全体の分野別計画から構成されている。まちづくり協議会がつくろうとする総合まちづくり計画は、将来的に東近江市の総合計画の第2層を担保する計画になるべきではないかと思う。

●今まで、推進計画などの話の時に、議員さんとか議会という言葉は1回も出て来なかったような気がするが、議会はこの協働の中で、どういうふうに位置付けていくとよいか。

⇒自治基本条例をつくるという場合ならば、議会も含めて入れなければいけない。これは、議会の同意も含めて取り付ける作業が必要であるからである。しかし、参画・協働条例は市長が代表する行政と住民との協働であるため、議会が入ろうとするまいと大した問題ではないと思う。むしろ、議会を入れて参画・協働ということを考えるのだと議会側のご意向を聞かねばならない。議会もちょっとした教育が必要。また、議会も変わらざるを得ない。市全体に関わる政策的なバランスをどうするかとか、高齢者を優位にするのか、若者を優位にするのかという、そういう政策審議になってくると思う。

●条例をつくるのに3年かけて、タウンミーティングを開いたとの話が合ったが、今、私たちがやっている作業の中で、その動きをどういうふうに位置付ければいいのか。

⇒この委員会でどういう道筋やプロセスを経たほうがいいかという議論をしたらいいと思う。

(2) 東近江市の条例内容について

- 協働のまちづくり条例として、山口市と東近江市を比較したが、山口市の場合は教育機関の役割と責務というものが含まれているが、これを全く入れなくていいのか。また、「自治体運営の基本原則」の中での人材育成と、協働の中での人材育成という、人材育成が2つあるが、この「自治体運営の基本原則」というものは、全くまちづくり条例の中では触れる必要はないのか。
⇒教育、人材育成は、自治体運営の基本原則のところどころにどこら辺までどう踏み込むか。書きぶりや、どういう言い方が一番担保できるのか議論したいと思う。
- 条例策定について、東近江が力を入れたいというようなポイントを絞るということもいいのではないかと思う。条例のこの中に「何に」というところに色を付けたような、ここが光っているという条例にできたらいいと思う。
⇒これまで市民協働推進計画の素案をつくるということで、皆さんからいろいろな提案を頂いた。その計画を実現するためにはどんな条例が必要かと考えていただけたらと思う。計画を実現するため、どういうルールをつくる必要があるかご議論いただけたらと思う。
- 非常に重要な課題、テーマとして、情報公開と共有は違うということに、大きな課題があると思う。ただ、読んでくださるだけでは、共有はできない。そのプロセスとか、そういったことについて平たく議論するような場や、それぞれの言葉が乗って行って、そして、そこで共感していくという、共感というところまでいかないと、共有になっていかない。
⇒条例というものの原則がある。協働を進めていくためには、今までの情報公開、情報開示でなく、情報共有というものを通して、いろいろな情報が集まってきたり、専門的な情報を市民に分かりやすく伝えてくれるような人たち、これは官民間問わず、そういう役割を果たせるという議論をしてきた。
- 一括交付金など、そういう財政的なことの考え方の一端くらいは条例のどこかに表明してもらいたい。また、地縁団体で登記をして法人格を持っているところもあり、自治会も、当然、それぞれの地域や時間的な経過によって、形や役割も少しずつ変わってきていると思うので、条例というものの枠組みの中でそれぞれの違いなどを書くべき。
⇒この条例上のまち協とイコールにするのかどうかの議論が要る。条例上認定されるまち協は、一定の資格要件がいると思う。地縁法人は、そのまま持ってもらっても構わないが、認定まち協になったら、将来的には法人格を取るよう指導はする。まち協とビジネス契約をするときに、まち協の個人会長との契約になってしまうため、相互にリスクが高くなる。認定まち協になることによって、交付金がもらえるようになるため、そのイメージの共有は必要。
⇒昨年からは組織の見直しをお願いしており、既に14のうち13でコミセンの指定管理を受託されている。できれば、東近江としては、現在のまち協が地域の代表制も確保した上で、条例上定める認定まち協になってもらいたいという希望は、市として持っている。